

沿岸広域振興局長告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成31年3月1日

沿岸広域振興局長 石川 義 晃

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 340号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
陸前高田市気仙町字土手影148番1地先から高田町字栃ヶ沢36番6地先まで	新	A 45.0~12.0 m	m 2,047.8
陸前高田市気仙町字三本松47番2地先から高田町字栃ヶ沢36番6地先まで		B 42.1~12.2	2,542.5
陸前高田市気仙町字土手影148番1地先から高田町字栃ヶ沢36番6地先まで	旧	A 45.0~12.0	2,047.8

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
- (2) 期間 平成31年3月1日から同年4月1日まで